

習志野市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

通所型サービス読み替え表

【凡例／※：準用した条文 網掛け：読み替え 太字下線：その他の変更】

介護予防通所型サービス	運動機能向上ミニデイ型サービス	介護予防ミニデイ型サービス
<p>第5章 介護予防通所型サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第43条 <u>介護予防通所型サービス</u>は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、<u>必要な日常生活上の支援及び機能訓練</u>を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第44条 <u>介護予防通所型サービス</u>を行う者として指定を受けた者(以下「<u>介護予防通所型サービス事業者</u>」という。)が当該指定に係る<u>介護予防通</u></p>	<p>第7章 運動機能向上ミニデイ型サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第68条 <u>運動機能向上ミニデイ型サービス</u>は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、<u>必要な機能訓練</u>を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第69条 <u>運動機能向上ミニデイ型サービス</u>を行う者として指定を受けた者(以下「<u>運動機能向上ミニデイ型サービス事業者</u>」という。)が当該指定に</p>	<p>第8章 介護予防ミニデイ型サービス</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第74条 <u>介護予防ミニデイ型サービス</u>は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、<u>必要なレクリエーション及び体操</u>を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第75条 <u>介護予防ミニデイ型サービス</u>を行う者として指定を受けた者(以下「<u>介護予防ミニデイ型サービス事業者</u>」という。)が当該指定に係る<u>運動</u></p>

所型サービスを行う事業所(以下「**介護予防通所型サービス事業所**」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「**介護予防通所型サービス従業者**」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 介護予防通所型サービスの提供日ごとに、介護予防通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を、当該介護予防通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「**看護職員**」という。) 介護予防通所型サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該介護予防通所型サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。)

係る**運動機能向上ミニデイ型サービス**を行う事業所(以下「**運動機能向上ミニデイ型サービス事業所**」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「**運動機能向上ミニデイ型サービス従業者**」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護職員 運動機能向上ミニデイ型サービスの単位ごとに、当該運動機能向上ミニデイ型サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該運動機能向上ミニデイ型サービスの提

機能向上ミニデイ型サービスを行う事業所(以下「**介護予防ミニデイ型サービス事業所**」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「**介護予防ミニデイ型サービス従業者**」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護職員 介護予防ミニデイ型サービスの単位ごとに、当該介護予防ミニデイ型サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該介護予防ミニデイ型サービスの提供に当たる

が勤務している時間数の合計数を、当該**介護予防通所型サービス**を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該**介護予防通所型サービス事業者**が**指定通所介護事業者等**の指定を併せて受け、かつ、**介護予防通所型サービス**の事業と、**指定通所介護等**の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における**介護予防通所型サービス及び指定通所介護等**の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

**(4) 機能訓練指導員 1以上**

**2 当該介護予防通所型サービス事業所の利用定**

供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を、当該**運動機能向上ミニデイ型サービス**を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該**運動機能向上ミニデイ型サービス事業者**が**指定通所介護事業者等、介護予防通所型サービス事業者又は介護予防ミニデイ型サービス事業者**の指定を併せて受け、かつ、**運動機能向上ミニデイ型サービス**の事業と、**指定通所介護等、介護予防通所型サービス又は介護予防ミニデイ型サービス**の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における**運動機能向上ミニデイ型サービス、介護予防通所型サービス、介護予防ミニデイ型サービス及び指定通所介護等**の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

**(2) 機能訓練指導員 単位ごとに1以上**

者に限る。)が勤務している時間数の合計数を、当該**介護予防ミニデイ型サービス**を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該**介護予防ミニデイ型サービス事業者**が**指定通所介護事業者等、介護予防通所型サービス事業者又は運動機能向上ミニデイ型サービス事業者**の指定を併せて受け、かつ、**介護予防ミニデイ型サービス**の事業と、**指定通所介護等、介護予防通所型サービス又は運動機能向上ミニデイ型サービス**の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における**介護予防ミニデイ型サービス、介護予防通所型サービス、運動機能向上ミニデイ型サービス及び指定通所介護等**の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

員(当該介護予防通所型サービス事業所において同時に介護予防通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該介護予防通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該介護予防通所型サービスに従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所型サービスの単位の介護職員として従事することができる。

2 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、運動機能向上ミニデイ型サービスの単位ごとに、前項各号の従業者を、常時2人以上当該運動機能向上ミニデイ型サービスに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の運動機能向上ミニデイ型サービスの単位の介護職員として従事することができる。

2 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、介護予防ミニデイ型サービスの単位ごとに、前項の従業者を、常時2人以上当該介護予防ミニデイ型サービスに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防ミニデイ型サービスの単位の介護職員として従事することができる。

5 前各項の介護予防通所型サービスの単位は、介護予防通所型サービスであって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事することができる。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8 介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所型サービスの事業と指定通所介護等の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 前各項の運動機能向上ミニデイ型サービスの単位は、運動機能向上ミニデイ型サービスであって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第2号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の他の職務に従事することができる。

6 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者が指定通所介護事業者等又は介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、運動機能向上ミニデイ型サービスの事業と指定通所介護等又は介護予防通所型サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第44条第1項から第8項まで、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を

4 前各項の介護予防ミニデイ型サービスの単位は、介護予防ミニデイ型サービスであって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 介護予防ミニデイ型サービス事業者が指定通所介護事業者等又は介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防ミニデイ型サービスの事業と指定通所介護等又は介護予防通所型サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第44条第1項から第8項まで、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満

(管理者)

第45条 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第46条 介護予防通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。  
(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さ

満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第70条 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、運動機能向上ミニデイ型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第71条 運動機能向上ミニデイ型サービス事業所は、サービスを提供するのに必要な場所及び利用者が静養するのに必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに運動機能向上ミニデイ型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げるサービスを提供するのに必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて

しているものとみなすことができる。

(管理者)

第76条 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、介護予防ミニデイ型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防ミニデイ型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防ミニデイ型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第77条 介護予防ミニデイ型サービス事業所は、サービスを提供するのに必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介護予防ミニデイ型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げるサービスを提供するのに必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて

を有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができ。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該介護予防通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(介護予防通所型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該介護予防通所型サービスの事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

得た面積以上とすること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該運動機能向上ミニデイ型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する運動機能向上ミニデイ型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(運動機能向上ミニデイ型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に運動機能向上ミニデイ型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該運動機能向上ミニデイ型サービスの事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

得た面積以上とすること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該介護予防ミニデイ型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防ミニデイ型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(介護予防ミニデイ型サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防ミニデイ型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該介護予防ミニデイ型サービスの事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

5 介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所型サービスの事業と指定通所介護等の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第47条 介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防通所型サービスに係る第1号事業に要する費用額から当該介護予防通所型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

5 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者が指定通所介護事業者等又は介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、運動機能向上ミニデイ型サービスの事業と指定通所介護等又は介護予防通所型サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第46条第1項から第3項まで、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)※

第47条 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する運動機能向上ミニデイ型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該運動機能向上ミニデイ型サービスに係る第1号事業に要する費用額から当該運動機能向上ミニデイ型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

5 介護予防ミニデイ型サービス事業者が指定通所介護事業者等又は介護予防通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防ミニデイ型サービスの事業と指定通所介護等又は介護予防通所型サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第46条第1項から第3項まで、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)※

第47条 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護予防ミニデイ型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防ミニデイ型サービスに係る第1号事業に要する費用額から当該介護予防ミニデイ型サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。



2 介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防通所型サービスに係る第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護予防通所型サービス事業者は、前各項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前各号に掲げるもののほか、介護予防通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に

2 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない運動機能向上ミニデイ型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、運動機能向上ミニデイ型サービスに係る第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、前各項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前各号に掲げるもののほか、運動機能向上ミニデイ型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に

2 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防ミニデイ型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防ミニデイ型サービスに係る第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、前各項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前各号に掲げるもののほか、介護予防ミニデイ型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に

関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによる。

- 5 **介護予防通所型サービス事業者**は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第48条 **介護予防通所型サービス事業所**の管理者は、**介護予防通所型サービス事業所**の従業者の管理及び**介護予防通所型サービス**の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 **介護予防通所型サービス事業所**の管理者は、当該**介護予防通所型サービス事業所**の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第49条 **介護予防通所型サービス事業者**は、**介護予防通所型サービス事業所**ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を

関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによる。

- 5 **運動機能向上ミニデイ型サービス事業者**は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)※

第48条 **運動機能向上ミニデイ型サービス事業所**の管理者は、**運動機能向上ミニデイ型サービス事業所**の従業者の管理及び**運動機能向上ミニデイ型サービス**の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 **運動機能向上ミニデイ型サービス事業所**の管理者は、当該**運動機能向上ミニデイ型サービス事業所**の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)※

第49条 **運動機能向上ミニデイ型サービス事業者**は、**運動機能向上ミニデイ型サービス事業所**ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項

に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによる。

- 5 **介護予防ミニデイ型サービス事業者**は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)※

第48条 **介護予防ミニデイ型サービス事業所**の管理者は、**介護予防ミニデイ型サービス事業所**の従業者の管理及び**介護予防ミニデイ型サービス**の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 **介護予防ミニデイ型サービス事業所**の管理者は、当該**介護予防ミニデイ型サービス事業所**の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)※

第49条 **介護予防ミニデイ型サービス事業者**は、**介護予防ミニデイ型サービス事業所**ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する

定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所型サービスの利用定員
- (5) 介護予防通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第50条 介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所型サービスを提供できるよう、介護予防通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス事業所ごとに、当該介護予防通所型サービス事業所の従業者によって介護予防

に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 運動機能向上ミニデイ型サービスの利用定員
- (5) 運動機能向上ミニデイ型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)※

第50条 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、利用者に対し適切な運動機能向上ミニデイ型サービスを提供できるよう、運動機能向上ミニデイ型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、運動機能向上ミニデイ型サービス事業所ごとに、当該運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の従

規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防ミニデイ型サービスの利用定員
- (5) 介護予防ミニデイ型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)※

第50条 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防ミニデイ型サービスを提供できるよう、介護予防ミニデイ型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、介護予防ミニデイ型サービス事業所ごとに、当該介護予防ミニデイ型サービス事業所の従業者によって

通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第51条 介護予防通所型サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第52条 介護予防通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

業者によって運動機能向上ミニデイ型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、運動機能向上ミニデイ型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)※

第51条 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、利用定員を超えて運動機能向上ミニデイ型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)※

第52条 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)※

介護予防ミニデイ型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、介護予防ミニデイ型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)※

第51条 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防ミニデイ型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)※

第52条 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)※

第53条 介護予防通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所型サービス事業者は、当該介護予防通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第54条 介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速

第53条 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、当該運動機能向上ミニデイ型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)※

第54条 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、利用者に対する運動機能向上ミニデイ型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、利用者に対する運動機能向上ミニデイ型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合

第53条 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、当該介護予防ミニデイ型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)※

第54条 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、利用者に対する介護予防ミニデイ型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、利用者に対する介護予防ミニデイ型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠

やかに行わなければならない。

- 4 **介護予防通所型サービス事業者は、第46条第4項の介護予防通所型サービス**以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第55条 **介護予防通所型サービス事業者は、**従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 **介護予防通所型サービス事業者は、**利用者に対する**介護予防通所型サービス**の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 第58条第2号に規定する**介護予防通所型サービス計画**

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第24条に規定する

は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 **運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、第71条第4項の運動機能向上ミニデイ型サービス**以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第72条 **運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、**従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 **運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、**利用者に対する**運動機能向上ミニデイ型サービス**の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) **次条において準用する**第58条第2号に規定する**運動機能向上ミニデイ型サービス計画**

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第24条に規定する

償を速やかに行わなければならない。

- 4 **介護予防ミニデイ型サービス事業者は、第77条第4項の介護予防ミニデイ型サービス**以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第78条 **介護予防ミニデイ型サービス事業者は、**従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 **介護予防ミニデイ型サービス事業者は、**利用者に対する**介護予防ミニデイ型サービス**の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) **次条において準用する**第58条第2号に規定する**介護予防ミニデイ型サービス計画**

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第24条に規定する

市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第54条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) 従業者の勤務の記録

(7) 前項に規定する会計に関する記録のうち、第1号事業支給費を請求するために、審査支払機関に提出したもの

(準用)

第56条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第36条まで及び第38条の規定は、**介護予防通所型サービス**の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、第9条第1項、第25条及び第31条中「訪問介護員等」とあるのは「**介護予防通所型サービス従業者**」と読み替えるものとする。

市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第54条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) 従業者の勤務の記録

(7) 前項に規定する会計に関する記録のうち、第1号事業支給費を請求するために、審査支払機関に提出したもの

(準用)

第73条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第36条まで及び第38条**並びに第5章第4節(第55条及び第56条を除く)**の規定は、**運動機能向上ミニデイ型サービス**の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、第9条第1項、第25条及び第31条中「訪問介護員等」とあるのは「**運動機能向上ミニデイ型サービス従業者**」と、**第54条第4項中「第46条第4項」とあるのは「第70条第4項」と、第57条第3項中「運動器の機能の向上、**

市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第54条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) 従業者の勤務の記録

(7) 前項に規定する会計に関する記録のうち、第1号事業支給費を請求するために、審査支払機関に提出したもの

(準用)

第79条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第36条まで及び第38条**並びに第5章第4節(第55条及び第56条を除く)及び第5節(第58条及び第59条を除く)**の規定は、**介護予防ミニデイ型サービス**の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条中「第27条」とあるのは「第49条」と、第9条第1項、第25条及び第31条中「訪問介護員等」とあるのは「**介護予防ミニデイ型サービス従業者**」と、**第54条第4項中「第46条第4項」とあるのは「第77条第4項」と、第57条**

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(介護予防通所型サービスの基本取扱方針)

- 第57条 介護予防通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 介護予防通所型サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機

栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能」とあるのは「運動器の機能向上等の特定の心身機能」と、第58条中「第43条」とあるのは「第67条」と、第59条第2号中「運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス」とあるのは「運動器機能向上サービス」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(運動機能向上ミニデイ型サービスの基本取扱方針)※

- 第57条 運動機能向上ミニデイ型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、自らその提供する運動機能向上ミニデイ型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、運動機能向上ミニデイ型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上等の特定の

第3項中「運航樹の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能」とあるのは「特定の心身機能」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(介護予防ミニデイ型サービスの基本取扱方針)  
※

- 第57条 介護予防ミニデイ型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、自らその提供する介護予防ミニデイ型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、介護予防ミニデイ型サービスの提供に当たり、単に利用者の特定の心身機能に着目した改善等を目的と



**能の向上等の特定の心身機能**に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 **介護予防通所型サービス事業者**は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 **介護予防通所型サービス事業者**は、**介護予防通所型サービス**の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(**介護予防通所型サービス**の具体的取扱方針)

第58条 **介護予防通所型サービス**の方針は、**第43条**に規定する基本方針及び**前条**に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるも

**心身機能**に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 **運動機能向上ミニデイ型サービス事業者**は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 **運動機能向上ミニデイ型サービス事業者**は、**運動機能向上ミニデイ型サービス**の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(**運動機能向上ミニデイ型サービス**の具体的取扱方針)※

第58条 **運動機能向上ミニデイ型サービス**の方針は、**第68条**に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところ

するものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 **介護予防ミニデイ型サービス事業者**は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 **介護予防ミニデイ型サービス事業者**は、**介護予防ミニデイ型サービス**の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(**介護予防ミニデイ型サービス**の具体的取扱方針)

第80条 **介護予防ミニデイ型サービス**の方針は、**第74条**に規定する基本方針及び**第79条**において準用した**第57条**に規定する基本取扱方針に

のとする。

(1) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防通所型サービス計画」という。)を作成すること。

(3) 介護予防通所型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

(4) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画の作成に当

によるものとする。

(1) 運動機能向上ミニデイ型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) 運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、運動機能向上ミニデイ型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「運動機能向上ミニデイ型サービス計画」という。)を作成すること。

(3) 運動機能向上ミニデイ型サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

(4) 運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の管理者は、運動機能向上ミニデイ型サービス

に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 介護予防ミニデイ型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

たつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

(5) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所型サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。

(6) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

(7) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(8) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(9) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画に基づくサ

計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。

(5) 運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の管理者は、運動機能向上ミニデイ型サービス計画を作成した際には、当該運動機能向上ミニデイ型サービス計画を利用者に交付しなければならないこと。

(6) 運動機能向上ミニデイ型サービスの提供に当たっては、運動機能向上ミニデイ型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

(7) 運動機能向上ミニデイ型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(8) 運動機能向上ミニデイ型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(9) 運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の管理者は、運動機能向上ミニデイ型サービス

(2) 介護予防ミニデイ型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 介護予防ミニデイ型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 介護予防ミニデイ型サービス事業所の管理者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも

サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。

(10) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(11) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所型サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該運動機能向上ミニデイ型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該運動機能向上ミニデイ型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該運動機能向上ミニデイ型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うこと。

(10) 運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。

(11) 運動機能向上ミニデイ型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて運動機能向上ミニデイ型サービス計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

も1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者に報告すること。

(介護予防通所型サービスの提供に当たっての留意点)

第59条 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、**介護予防通所型サービス**の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

**(2) 介護予防通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。**

**(3) 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わ**

(運動機能向上ミニデイ型サービスの提供に当たっての留意点)※

第59条 運動機能向上ミニデイ型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、**運動機能向上ミニデイ型サービス**の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、**運動器機能向上サービス**を提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供

(介護予防ミニデイ型サービスの提供に当たっての留意点)

第81条 介護予防ミニデイ型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、**介護予防ミニデイ型サービス**の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

**(2) 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は**

ないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第60条 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

2 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた

は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)※

第60条 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

2 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 運動機能向上ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等

行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)※

第60条 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

2 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 介護予防ミニデイ型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生

場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。